

消費者教育推進事業

(県民生活課)

1 概 要

「消費者教育の推進に関する法律」第10条に基づき策定した第2次静岡県消費者教育推進計画に沿って、「自ら学び自立し、行動する消費者」の育成のため、学校、家庭、地域、職域の場において、多様な主体間の連携のもと、消費者教育を推進する。

2 取組の状況

施策の柱	区 分	R 2 実績	R 3 計画
	ふじのくに消費者教育推進 県域協議会	県の消費者教育の推進に関する取組を テーマに2回開催 第1回 8月25日(火) ・計画進捗状況の確認、若者向け消費者 教育推進本年度の取組 第2回 令和3年3月15日(月) ・計画進捗状況の公表、本年度の実績、 次年度の計画	県の消費者教育の推進に関する取組 及び次期消費者教育推進計画につい て協議をするため、3回程度開催予 定
	地域協議会	・各地域の実情に応じたテーマで開催	・各地域の実情に応じたテーマで開催
消費者 市民社会の 理念の普及	エシカル消費 の推進	消費者と事業者の双方に対し、エシカル ライフへの共感を広める事業を展開 ＜消費者対象＞ ○プラス・エシカルキャンペーンの実 施（R2.11月～R3.2月） ・エシカルライフの認知度向上と定着 を図るため、ポータルサイトに特設 ページを設置し、エシカルライフを楽 しく学べる動画の配信や、エシカルな 商品を取り扱う事業者のリストを掲 載 ・消費者の SNS 投稿をポータルサイトト ップページに表示し、抽選でプレゼン トが当たるキャンペーンを実施 ＜事業者対象＞ ○エシカル・ビジネスワークショップ の実施（7月） ・課題や先進事例、県の施策について意 見交換する少人数のワークショップを 7月に開催 ○SDGs推進企業の事例発表動画の配 信（R3.1月） ・ポータルサイトで企業の SDGs 推進事 例を動画で配信	消費者と事業者の双方に対し、エ シカルライフへの共感を広める事 業を展開 エシカルに共感する消費者、事業者 の輪を広げていく事業を展開 ・ポータルサイトを核としたキャン ペーンを展開し、消費者が「エシ カル消費」を知り、身近に感じる ことで認知度向上を図り、日常生 活において何か一つでも「エシカ ル消費がプラス」されるよう促進 ・事業者向けセミナー・シンポジウ ム、ワークショップの開催

施策の柱	区分	R 2 実績	R 3 計画																								
消費者市民社会の理念の普及	学校、地域、職域への出前講座の実施	県民生活センターを拠点に、消費生活相談員及び消費者教育講師人材バンクに登録した消費者教育講師を活用し、様々な対象者に応じた出前講座を実施 消費者教育出前講座の実施(R 3. 2 現在)	県民生活センターを拠点に、消費生活相談員及び消費者教育講師を派遣し、様々な「場」や「ライフステージ」に対応した出前講座を実施																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>回数</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部地区</td> <td>47回</td> <td>2,849人</td> </tr> <tr> <td>中部地区</td> <td>28回</td> <td>2,346人</td> </tr> <tr> <td>西部地区</td> <td>45回</td> <td>4,087人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>120回</td> <td>9,282人</td> </tr> </tbody> </table>		地区	回数	受講者数	東部地区	47回	2,849人	中部地区	28回	2,346人	西部地区	45回	4,087人	合計	120回	9,282人									
		地区		回数	受講者数																						
		東部地区		47回	2,849人																						
中部地区	28回	2,346人																									
西部地区	45回	4,087人																									
合計	120回	9,282人																									
消費者教育講師の派遣 (R 3. 2 現在)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>回数</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部地区</td> <td>22回</td> <td>1,598人</td> </tr> <tr> <td>中部地区</td> <td>14回</td> <td>1,795人</td> </tr> <tr> <td>西部地区</td> <td>13回</td> <td>1,475人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>49回</td> <td>4,868人</td> </tr> </tbody> </table>	地区	回数	受講者数	東部地区	22回	1,598人	中部地区	14回	1,795人	西部地区	13回	1,475人	合計	49回	4,868人											
地区	回数	受講者数																									
東部地区	22回	1,598人																									
中部地区	14回	1,795人																									
西部地区	13回	1,475人																									
合計	49回	4,868人																									
令和2年度から主に高校1年生を対象とした、消費者教育講師等による高校生消費者教育出前講座を開講し、公立高校、特別支援学校における消費者教育を支援	<table border="1"> <thead> <tr> <th>R 2</th> <th>学校数</th> <th>講座数</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績 (4～2月)</td> <td>54校</td> <td>87回</td> <td>7,645人</td> </tr> </tbody> </table>	R 2	学校数	講座数	人数	実績 (4～2月)	54校	87回	7,645人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>R 3</th> <th>学校数</th> <th>講座数</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予定</td> <td>93校</td> <td>135回</td> <td>16,335人</td> </tr> </tbody> </table>	R 3	学校数	講座数	人数	予定	93校	135回	16,335人									
R 2	学校数	講座数	人数																								
実績 (4～2月)	54校	87回	7,645人																								
R 3	学校数	講座数	人数																								
予定	93校	135回	16,335人																								
消費者庁作成教材「社会への扉」の活用	消費者庁で作成した消費者教育教材「社会への扉」を全ての公立高校、特別支援学校に配布、また、私立高校の希望校へ配布	<table border="1"> <thead> <tr> <th>高等学校</th> <th>配布校数/対象校数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立・市立</td> <td>95/95 (100%)</td> </tr> <tr> <td>特支(国立・県立)</td> <td>31/31 (100%)</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>34/44 (77%)</td> </tr> <tr> <td>国立高専</td> <td>1/1 (100%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>161/171 (94%)</td> </tr> </tbody> </table>	高等学校	配布校数/対象校数	県立・市立	95/95 (100%)	特支(国立・県立)	31/31 (100%)	私立	34/44 (77%)	国立高専	1/1 (100%)	合計	161/171 (94%)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>高等学校</th> <th>配布校数/対象校数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立・市立</td> <td>95/95 (100%)</td> </tr> <tr> <td>特支(国立・県立・私立)</td> <td>33/34 (97%)</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>38/44 (86%)</td> </tr> <tr> <td>国立高専</td> <td>1/1 (100%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>167/174 (96%)</td> </tr> </tbody> </table>	高等学校	配布校数/対象校数	県立・市立	95/95 (100%)	特支(国立・県立・私立)	33/34 (97%)	私立	38/44 (86%)	国立高専	1/1 (100%)	合計	167/174 (96%)
		高等学校	配布校数/対象校数																								
県立・市立	95/95 (100%)																										
特支(国立・県立)	31/31 (100%)																										
私立	34/44 (77%)																										
国立高専	1/1 (100%)																										
合計	161/171 (94%)																										
高等学校	配布校数/対象校数																										
県立・市立	95/95 (100%)																										
特支(国立・県立・私立)	33/34 (97%)																										
私立	38/44 (86%)																										
国立高専	1/1 (100%)																										
合計	167/174 (96%)																										
消費者団体と連携した消費者学習支援の推進	地域消費者生活講座の実施(県消費者団体連盟へ委託)	地域消費者生活講座の実施(県消費者団体連盟へ委託)																									
情報誌やポータルサイトを活用した情報発信	悪質商法に対する注意喚起、消費者教育に関する情報等、各種情報発信ツールを活用した啓発 生活情報誌「くらしのめ」の発行 発行回数 4回 (印刷発行 1回、データ発行3回)	悪質商法に対する注意喚起、消費者教育に関する情報等、各種情報発信ツールを活用した啓発 生活情報誌「くらしのめ」の発行 発行回数 4回 (印刷発行 4回)																									

施策の柱	区 分	R 2実績	R 3計画
消費者教育の担い手となる人材の育成	教員向け消費者教育の実践に関する研修の実施	<p>学校における消費者教育の取り組みを支援するため、教員を対象とした講座を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員免許状更新講習の選択講習での消費者教育講習の実施 8/7 常葉大学 9人 10/17 静岡大学 10人 ・教員向け情報モラル研修の実施 【中止】 ・教員向け研修の実施 【中止】 	<p>学校における消費者教育の取り組みを支援するため、消費者庁作成教材「社会への扉」を活用した指導方法や情報モラルの指導方法等について、教員を対象とした講座を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員免許状更新講習の選択講習での消費者教育講習の実施 7/20 静岡大学実施予定 8/10 常葉大学実施予定 ・教員向け情報モラル研修の実施 8月（eラーニング） ・教員向け研修の実施 8月開催予定
	消費者教育の実践に関する研修の実施	<p>消費者教育出前講座の講師を担う人材を対象に研修を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育講師フォローアップ講座の実施 対象/消費者教育講師人材バンク登録者、消費生活相談員、消費者団体会員等 「対象者に応じた講座の展開手法とポイント」 高校生向け：県男女共同参画センター 2/ 1(会場4人、視聴46人予定) 障がいのある方向け：浜松総合庁舎 2/12(会場7人、視聴43人予定) 高齢者向け：東部総合庁舎 3/ 5(会場12人、視聴49人予定) 	<p>消費者教育出前講座の講師を担う人材を対象に研修を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育講師フォローアップ講座の実施 令和4年1～2月に開催予定
トラブルの未然防止と消費者の自立支援	若年者への消費者教育の実施	<p>若者の消費者被害を未然に防止するため、若者向けのウェブサイトによる注意喚起情報の提供や学校への出前講座により若者を対象とした消費者教育を実施</p>	<p>若者の消費者被害を未然に防止するため、若者向けのウェブサイトによる注意喚起情報の提供や学校への出前講座により若者を対象とした消費者教育を実施</p>
	消費者被害防止キャンペーンの実施	<p>市町、関係機関及び消費者団体等の幅広い参加の下、全県で消費者問題に関する教育・啓発及び悪質商法への注意喚起を行う街頭キャンペーン等を実施</p>	<p>市町、関係機関及び消費者団体等の幅広い参加の下、全県で消費者問題に関する教育・啓発及び悪質商法への注意喚起を実施</p>

「人が幸せになるエシカル消費」の推進

(県民生活局県民生活課)

1 要 旨

「エシカル(ethical)」を直訳すると「倫理的」という意味を持つものの、本県で「エシカル消費」を促進するにあたっては、ふじのくにの心豊かなライフスタイルに通ずる「人が幸せになるエシカル消費」として啓発している。

今後も、「エシカル消費」を義務的なものではなく、一人ひとりの主体的な選択が、地球上の誰かと自分の心を豊かにするものとして促進していく。

2 プラス・エシカルキャンペーンの実施結果

項 目	内 容
実 施 場 所	県エシカル消費啓発サイト「プラス・エシカル」
実 施 時 期	令和2年11月1日～令和3年2月28日
主 な 広 報	<ul style="list-style-type: none"> ・県民だより(105万部)、ユーコープ・パルシステム情報誌(17.6万部) ・ポスター(セブン・イレブン、静鉄ストア、ユーコープ、杏林堂、J A、サントムーン柿田川等の約1,300店舗) ・参加事業者店舗、高校生出前講座等の関係の講座でのチラシ配布 ・杏林堂をはじめとする複数の事業者によるSNS投稿
オンラインエシカルフェスタの実施	<ul style="list-style-type: none"> ○エシカルを楽しく知ることができる動画を配信(1,173回再生) 11月:「今日からはじめるエシカル消費」(講師:末吉里花) 12月:「はままつチョコプロジェクトのフェアトレード活動紹介」(制作:静岡文芸大学生) 1月:「エシカルな社会のために日興美術ができること」(制作:日興美術株式会社SDGs推進委員会) 2月:「コープのエシカル2020」(出典:日本生活協同組合連合会) ○エシカルを推進する事業者を掲載(57事業者参加) ・県内でエシカル商品を扱う店・団体やオンラインショップを紹介 ○サイトアクセス数:15,559人
#プラスエシカルキャンペーンの実施	<ul style="list-style-type: none"> ○サイトトップにSNS投稿表示機能を追加。 ・消費者や事業者のエシカルなライフスタイルを紹介する投稿を表示 ○SNSで事業者や消費者が実践事例を投稿 ・#プラスエシカルで事業者や消費者がエシカルなライフスタイルを投稿 ・消費者には抽選で毎月10名にエシカルロゴマークをデザインしたフェアトレード&オーガニックコットンのエコバッグをプレゼント。 ・投稿数603件(県102件、事業者342件、消費者159件) ○ユーコープとコラボキャンペーンを実施 ・SNSを使用していない県民からもエシカル実践事例を募集(応募:164件)
エシカルメッセージ	<ul style="list-style-type: none"> ○贈り物に添えるメッセージカードを配布(設置店舗数97) ・クリスマスやバレンタインなどの記念日にメッセージを添えエシカルの輪を拡散 ・カードはFSC認証の用紙に植物油インクで印刷、授産施設で包装
県SNSアカウントによる発信	<ul style="list-style-type: none"> ○エシカル消費について、県内のエシカルなイベント、オンラインエシカルフェスタ参加事業者の紹介 ○フォロワー数:ツイッター34、インスタ268

消費者教育出前講座の実施状況報告

1 要 旨

- 消費者トラブルの未然防止、消費者市民社会の理念普及のため、県民生活センターを拠点に、消費生活相談員及び消費者教育人材バンク登録の消費者教育講師を活用した消費者教育出前講座を実施。
- 出前講座では、契約に関する基礎知識や消費者トラブルの事例を学び、消費者被害の未然防止の力を養うとともに、SDGsやエシカル概念を学び、消費者市民社会の実現に向けた意識を養うためのテーマを設けている。
- ついては、学校や企業、地域等、様々な場で実施できるように、対象者ごとに応じたテーマや実施方法をパッケージ化し、具体的なイメージが持てるような広報展開を行うなど、出前講座実施回数の増加に努めていく。
- 令和4年4月の成年年齢引下げを見据え、令和2年度は高校生を中心においた出前講座を実施し、学校における消費者教育支援を重点的に実施した。
- 令和3年度は、高校での出前講座を私立高校にも拡大して行い、若年者への消費者教育を強化していく。

2 消費者教育推進計画上の指標

指標	H28年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
	基準値	期待値	期待値	目標	最終目標
		実績	実績	実績(2月末)	
[消費者市民社会の理念の普及] 消費者教育講師人材バンクに登録している講師を派遣した回数	—	20回	40回	60回	80回
		23回	41回	49回	

3 消費者教育出前講座実績（消費者教育講師が実施した出前講座を含む）

(1) 令和2年度（4月～2月）

地域	大学生		高校生		中学校生		専門学校生		特別支援学校生		企業・団体職員		高齢者		民生委員等見守り者		その他		4～2月計	
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人
東部	0	0	2	86	0	0	0	0	0	0	4	85	1	32	10	299	0	0	17	502
中部	0	0	0	0	0	0	3	91	0	0	1	133	0	0	1	9	1	15	6	248
西部	2	550	0	0	0	0	0	0	0	0	3	39	1	23	0	0	1	21	7	633
高校生出前			65	7,094					22	551							3	254	90	7,899
合計	2	550	67	7,180	0	0	3	91	22	551	8	257	2	55	11	308	5	290	120	9,282

(2) 令和元年度

地域	大学生		高校生		中学校生		専門学校生		特別支援学校生		企業・団体職員		高齢者		民生委員等見守り者		その他		R1年度計	
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人
東部	1	122	11	542	0	0	3	157	2	45	3	53	6	408	17	2,684	4	146	47	4,157
中部	0	0	2	190	0	0	13	633	4	107	5	206	6	223	2	910	6	477	38	2,746
西部	6	2,983	1	230	1	30	3	251	1	18	8	309	4	121	6	1,139	10	273	40	5,354
合計	7	3,105	14	962	1	30	19	1,041	7	170	16	568	16	752	25	4,733	20	896	125	12,257

4 消費者教育講師派遣実績

(1) 令和2年度（4月～2月）

地域	大学生		高校生		中学校生		専門学校生		特別支援 学校生		企業・団体職員		高齢者		民生委員等 見守り者		その他		4～2月計	
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人
東部	0	0	1	58	0	0	0	0	0	0	1	23	0	0	0	0	0	0	2	81
中部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	1	9
西部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校生出前			35	4,380					8	144							3	254	46	4,778
合計	0	0	36	4,438	0	0	0	0	8	144	1	23	0	0	0	0	4	263	49	4,868

※県主催講座への派遣(1回)を含む

※消費者教育講師人材バンク登録者数 30人

派遣回数 8回(1人) 6回(2人) 4回(1人) 3回(4人) 2回(1人) 1回(3人) 0回(14人)

(2) 令和元年度

地域	大学生		高校生		中学校生		専門学校生		特別支援 学校生		企業・団体職員		高齢者		民生委員等 見守り者		その他		R1年度計	
	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人	回	人
東部	0	0	6	240	0	0	1	93	0	0	1	33	5	108	2	110	1	20	16	604
中部	1	8	1	20	0	0	1	8	0	0	3	121	5	193	1	30	2	57	14	437
西部	2	30	0	0	1	30	0	0	0	0	2	195	1	36	2	55	3	64	11	410
合計	3	38	7	260	1	30	2	101	0	0	6	349	11	337	5	195	6	141	41	1,451

※県主催講座への派遣(4回)を含む

※消費者教育講師人材バンク登録者数 32人

派遣回数 7回、6回、5回(各1人)、3回(3人)、2回(5人)、1回(4人)、0回(17人)

高校生消費者教育出前講座

(県民生活局県民生活課)

1 要 旨

- 令和4年4月から成年年齢が引き下げられ、現在20歳未満の者に認められている未成年者取消権は、18歳未満の者でないと認められなくなる。
- 悪質事業者は未成年者取消権がなくなる年齢をターゲットにしており、現在、消費生活相談件数は満20歳を境に大幅に増加している。
- こうしたことから、文部科学省、消費者庁、法務省、金融庁は、「若年者への消費者教育推進アクションプログラム」の取組に着手しており、学校としても、高校生で成人となる生徒の消費者被害を防止する取組への対応が求められている。
- 令和2年度から、主に高校1年生を対象とした、消費者教育講師等による「高校生消費者教育出前講座」を開講し、学校における消費者教育支援を重点的に実施している。

2 内 容

- 高校生消費者教育出前講座

想定	生徒が一堂に会する場(学年集会など)
時間	50分程度 ※時間は増減可能 ※休日、夜間対応可能
内容	成年を迎える前に必要な消費生活の基礎知識 ・契約やお金の基礎知識 ・若者が狙われやすい商法の手口、被害(投資の勧誘、高額なエステ契約等) ※消費者教育教材「社会への扉」を活用

3 令和2年度実施状況

- 県立、市立の高校及び特別支援学校(定時制含む)

	学校数	講座数	人数
年間予定数(4～3月)	62校	103講座	約11,700人
実績(4～2月)	54校	87講座	7,645人

全学校数123校 実施率43.9%(2月末現在)

4 令和3年度実施予定

○県立、市立、私立の高校及び県立特別支援学校(定時制含む)

区分		対象学校数	県実施校	県実施割合	市町等 で実施 ※	総計 (R2比)	総計 実施予定率
県立・市立 高校	計	95	60	63%	6	66 (+24)	69%
	東部	35	22	63%	4		
	中部	27	14	52%	2		
	西部	33	24	73%			
県立特別支 援学校 ※高等部	計	30	24	80%	0	24 (+4)	80%
	東部	11	8	73%			
	中部	8	7	88%			
	西部	11	9	82%			
公立小計	計	125	84	67%	8	92 (+28)	74%
	東部	46	30	65%	6		
	中部	35	21	60%	2		
	西部	44	33	75%	0		
私立高校	計	43	9	21%	3	12 (+12)	28%
	東部	12	3	25%	2		
	中部	19	4	21%			
	西部	12	2	17%	1		
合計	計	168	93	55%	9	102 (+40)	61%
	東部	58	33	57%	6		
	中部	54	25	46%	2		
	西部	56	35	63%	1		

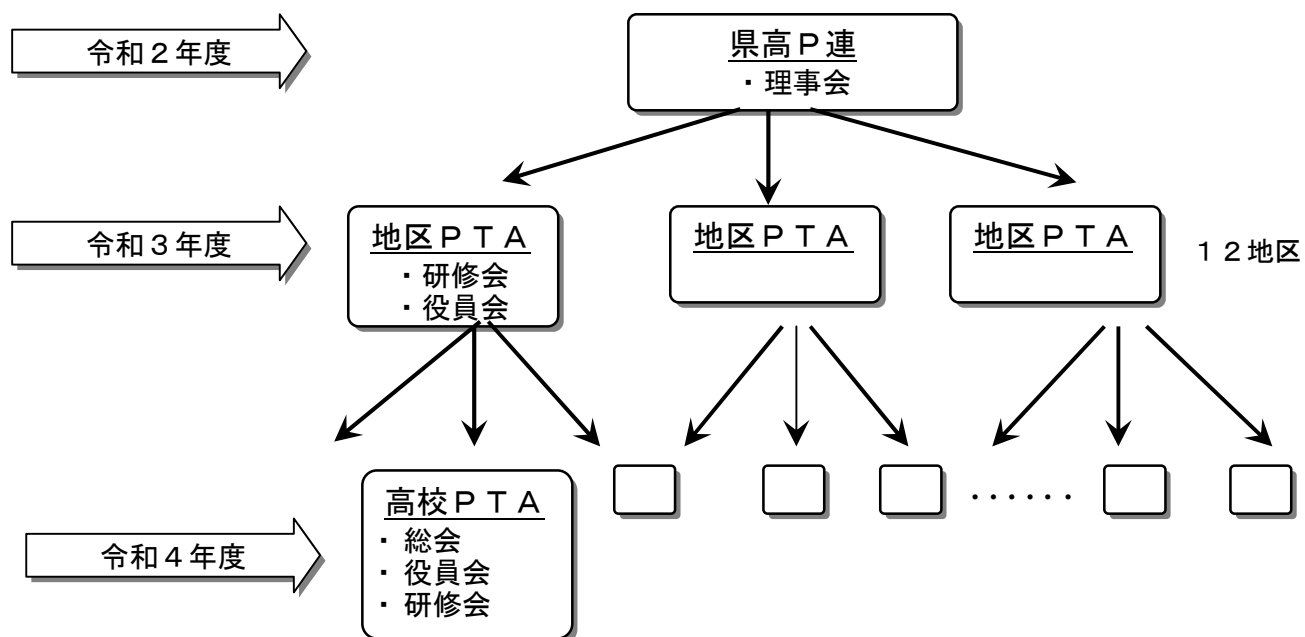
※ 小山高校、富士市立高校、静岡県富士見高校、静岡市立高、静岡市立清水桜ヶ丘高は市町が実施する。その他、市の講座、司法書士会の講座を利用する学校を含む。

保護者向け消費者教育出前講座

(静岡県くらし・環境部県民生活課)

- 令和4年4月から民法の成年年齢引下げに伴い、これまで未成年者取消権で保護されていた18歳、19歳の若者が保護の対象から外れるため、消費者被害にあわないために、高校生の消費者教育を充実していく必要がある。
- 県では、今年度から「高校生消費者教育出前講座」を開講し、高校生で成人となる生徒の消費者被害を防止する取組を開始し、公立高校の約半数で講座を実施している。
- しかし、消費者被害を防止するためには、生徒が学ぶだけでなく、生徒の保護者も、若者が狙われやすい悪質商法の手口や被害を知っておく必要がある。生徒と保護者が知識や意識を共に高めることで、生徒の被害防止に大きな効果が期待できる。
- 保護者・家庭への知識普及を図るため、PTA活動の集まりにおいて、消費者教育の機会を得られるよう、静岡県公立高等学校PTA連合会にご協力いただき、地区PTA事業での講座実施、事業説明の周知を行った。
- 令和3年度は地区PTA事業での事業周知を行う。令和4年度以降は、地区PTA事業に参加した各学校PTA役員が講座実施について学校PTA内で事業提案し、学校PTA単位での講座実施につなげる

[今後の保護者消費者教育出前講座のイメージ]



県内の市町における消費者教育の現状

(県民生活課)

○ヒアリング

消費者行政施策の連携を図るため、令和2年9月に、県民生活課では県民生活センターと合同で、県内35市町の消費者行政担当課を訪問し、消費者教育について、ヒアリングと意見交換を実施した。

○市町の状況

(1) 消費者教育推進計画を策定しているか

項目	策定済	策定中	策定予定	未定
消費者教育推進計画の策定状況 (主な市町)	7 沼津市、三島市、御殿場市、富士市、富士宮市、静岡市、浜松市	1 小山町 (R2)	1 島田市 (R2)	26

(2) 消費者教育推進地域協議会を設置しているか

項目	設置済	設置予定	未定
消費者教育推進地域協議会の設置状況 (主な市町)	5 沼津市、御殿場市、富士市、静岡市、浜松市	2 小山町 (R3) 三島市 (R3)	28 富士宮市 島田市

(3) 市町が企画主催する消費者教育や団体等からの要望に応じた消費者教育出前講座を実施しているか

項目	実施なし	1～10回	～20回	～50回	51回以上
消費者教育（出前講座）実施回数別市町数 (R1) (主な市町)	12	8 湖西市、御前崎市、森町、清水町、掛川市、裾野市、菊川市、伊東市	6 牧之原市、三島市、長泉町、袋井市、小山町、島田市	4 御殿場市、磐田市、焼津市、富士宮市	5 富士市、藤枝市、静岡市、浜松市、沼津市

(3)-2 実施していない理由 (実施していない12市町の回答 複数回答)

項目	要望が無い	対応できる人材がない	PR方法が分からない	その他
実施していない理由 (回答率)	6 (50%)	5 (42%)	2 (17%)	9 (8%)

その他の理由

- ・賀茂広域消費生活センターで実施中。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

(3)-3 消費者教育（出前講座含む）について、どのように周知をしているか

- ・市町の広報やホームページで周知、チラシの配布・配架
- ・関係団体や機関へ出向いて説明

(3)-4 学校・地域・職域に対し出前講座以外に消費者教育で関わっていることはあるか

項目	あり	なし
学校・地域・職域と関わりのある市町数（主な市町）	15 伊豆市、静岡市、焼津市 吉田町、菊川市、浜松市	20 三島市、藤枝市、島田市 磐田市、掛川市、袋井市

①学校に対して

- ・入学式、成人式、長期休暇前などで啓発資料、副教材、ワークブック、啓発グッズ等を配布
- ・月間の街頭キャンペーンに生徒が参加（沼津市）
- ・町内の中学3年生へ消費者問題の副教材及びワークブックを配布（吉田町）
- ・消費者教育推進校を小・中学校に設置し、推進校便り等の配布や教材の貸出（静岡市）
- ・教員向けにSDGsやエシカル消費、消費者市民社会の教材を作成し、配布（浜松市）

②地域に対して

- ・啓発チラシ、資料、ステッカー等を提供・配布
- ・区長を通じて回覧板で注意喚起のチラシを回覧
- ・民生児童委員協議会、地域包括センターの会議に毎月出席（御殿場市）
- ・包括支援センターと「多重債務連絡会」において情報共有（富士市）
- ・福祉担当課と地域包括支援センターによる定例会に参加し、情報共有（焼津市）
- ・消費者教育推進地区を設置し、推進地区便りの配布や啓発資料の配布（静岡市）

③職域に対して

- ・商工会を通じて事業所へ啓発チラシを配布（御殿場市）
- ・消費生活展を連携して開催（沼津市）
- ・ショッピングモールでの広報啓発活動の実施（富士市）

参 考 市町消費者教育地域協議会及び県消費者教育推進地域協議会の開催状況

1 市町消費者教育推進地域協議会 委員所属団体

沼津市	御殿場市	富士市	静岡市	浜松市
静岡大学教授	県弁護士会	静岡大学教授	静岡大学教授	公募市民
県立高校校長	日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会 静岡分科会	富士地区労働者福祉協議会	県弁護士会	消費者団体連絡会
市子ども会育成連絡協議会	市校長会	県弁護士会	静岡大学准教授	消費者関連専門家会議
市消費生活サポーター	市高等学校代表	イオンタウン（株）	高部地区連合自治会長	県生活協同組合連合会
市消費者協会	市保育園園長会	市校長会	市消費者協会	浜松商工会議所
市商店街連盟	北駿地区労働者福祉協議会	市民生委員・児童委員	静岡地区労働者福祉協議会	県弁護士会
沼津地区労働者福祉協議会	市民生委員児童委員協議会	市吉原中部地域包括 支援センター	静岡商工会議所静岡大型店・ スーパーマーケット連絡会	県司法書士会
市自治会連合会	市地域包括支援センター	消費者運動連絡会	清水農業協働組合	市労働者福祉協議会
市民生委員児童委員協議会	市商工会	市消費者モニター	日本消費生活アドバイザー・ コンサルタント・相談員協会	市社会福祉協議会
県弁護士会	市PTA連絡協議会		市PTA連絡協議会	消費者教育支援センター
県司法書士会	市婦人会		市伝馬町横内地域包括 支援センター	静岡文化芸術大学教授
学校教育課	県東部県民生活センター		市校長会家庭・技術家 庭科教育研究部	市立小学校校長
生涯教育課	市消費者教育コーディネーター		市待機児童園	市立高等学校校長
社会福祉課			生涯学習推進課	教育総務課
長寿福祉課			学校教育課	高齢者福祉課
障害福祉課			生活安心安全課	生涯学習担当課
地域自治課				市民生活課
生活安心課				

2 市町消費者教育推進地域協議会 年間開催回数

沼津市	御殿場市	富士市	静岡市	浜松市
2回 (R2は計画策定のため3回)	1回	1回	1回	1～2回

3 令和元年度 市町消費者教育推進地域協議会 議事

沼津市

第1回

- (1) 令和元年度消費者教育推進計画事業計画と取り組み状況・後半の取り組みについて
- (2) 第2次沼津市消費者教育推進計画策定に向けて

第2回

(1) 令和元年度消費者教育推進計画事業計画と取り組みの実績報告・令和2年度取り組みについての検討

(2) 第2次沼津市消費者教育推進計画策定に向けて

静岡市

(1) 意見交換

ア 事業者と消費者の意見交換会について

イ 小学校における消費者教育について

(2) 中学校家庭科用副教材「エブリデイ消費者!」の改訂について

浜松市

(1) 事例紹介

- ・フェアトレードショップの新規開店

- ・消費者志向経営について

(2) 市からの報告

(3) 情報の交換及び調整

3 静岡県地域協議会(地域連絡会・地域連絡会議)の実施状況

	ふじのくに消費者教育推進 東部・賀茂地域連絡会議	ふじのくに消費者教育推進 中部地域連絡会	ふじのくに消費者教育推進 西部地域連絡会
	(東部県民生活センター)	(中部県民生活センター)	(西部県民生活センター)
目的	市町の消費者教育推進を支援するための助言、情報交換等を行う	情報交換、課題への対応等	情報共有や連携を進め、消費者教育の効果的、体系的な推進を図る。
構成員	静岡県弁護士会東部支部	静岡県消費者団体連盟中部支部	静岡県消費者団体連盟西部支部
	静岡県司法書士会東部支部	静岡県金融広報委員会	浜松市老人クラブ連合会
	静岡県消費者団体連盟東部支部	環境衛生科学研究所	消費生活相談専門アドバイザー(弁護士)
	静岡県金融広報委員会	管内市町消費者教育担当課	消費生活相談専門アドバイザー(司法書士)
	生活クラブ生活協同組合	静岡県立焼津中央高校	静岡県金融広報委員会
	NPO法人伊豆こどもミュージアム	※メンバーは固定しない	静西教育事務所
	県静岡教育事務所		静岡県立磐田農業学校
	管内市町消費者教育担当課 静岡県立裾野高校		浜松中央警察署 管内市町消費者教育担当課
令和2年度実績	第1回：R2.7.16(木) ○市町における高齢者を対象とした出前講座の取組 ○高齢者の見守りネットワークについて	第1回：R3.3.9(火) ○県内の消費者教育の現状と課題 ○研修「コロナ禍における消費者教育の新たな取組と工夫」 常葉大学教職大学院 教授	第1回：R2.6.19(金) ○若者への消費者教育等について ○高齢者の見守りに関する取組状況
	第2回：R2.3.2(火)開催 ○市町の消費者教育推進の取組 ○消費者安全確保地域協議会の設置		第2回：R2.12月 静岡文化芸術大学のフェアトレード事業を紹介する動画を配信

第2回ふじのくに消費者教育推進県域協議会 東部県民生活センター報告

令和2年3月15日

1 第2回地域連絡会議開催（ふじのくに消費者教育推進東部・賀茂地域連絡会議）

- ・令和3年3月2日（火） 県東部総合庁舎
- ・管内20市町からは、17市町の行政職員又は消費生活相談員が出席
- ・東部地域の課題（県第2次消費者教育推進計画）

消費者教育推進計画の策定や消費者安全確保地域協議会の設置を行った自治体からの取組について報告を行ってもらった。

（参考）第1回は、「高齢者の被害防止のための啓発促進」について、実施の進まない市町の参考になるよう、高齢者向け講座に力を入れている市町に事例を報告してもらった。

2 内容

(1) 県の消費者教育推進の取組

ア 県民生活課から県の事業説明

イ 東部県民生活センター

- ・管内の「高校生消費者教育出前講座」
2年度実施状況（45校中25校の実施）と3年度実施計画（55校中33校希望）について報告。
- ・エシカル消費に係る啓発事業
コロナの影響を受け、当初計画したイベントによる周知はできなかったが、センター入居ビル内における展示のほか、県の取組であるエシカル事業者の登録について、大型商業施設に呼びかけ、登録いただき、施設内のエシカル商品を取り扱う店舗において、ポスターの掲示やメッセージカードを置くなどの協力を得た。東部地域として、「エシカル消費」という言葉と意義を少しでも広めることに努めた。

ウ 構成員からの意見

- ・成年年齢引下げ時期が迫る中、私立高校の実施計画（東部・11校中3校）が少ない。私立高校で、消費者教育をカリキュラムに取り入れている実態を調べ、県が実施するもののみならず、高校全体でどの程度消費者教育の取組が行われているか県がしっかり把握すること。
- ・啓発資料を市町からは紙媒体を望む声があるとのこと。全戸配布でなく、町内回覧のみ、また、庁内配架であるなら、目を通すこともなく無駄になっていないか。SNSの活用も含めて、それぞれの市町においてまず何ができるのかよく検討すること。
- ・県は、啓発資料について配布後の追跡調査を行っているのか。配布で終わるのでなく、実際に活用されているのか、また、どのように活用されているのか調査し、問題状況を把握の上、効果的な周知方法の検討に努めてほしい。

(2) 市町の消費者教育の取組

ア 三島市・出前講座

- ・前回までの連絡会議で、キャッシュレス決済やエシカル消費など、新たに出てくる分野や、目まぐるしく内容が変わるような分野については、県で資料の作成を求める意見をいただいていたところ、三島市が今年度キャッシュレス決済をテーマとした出前

講座を実施したので、その事例を報告し、各市町の参考になるよう情報共有を行った。
イ 各市町の消費者教育の取組状況（出前講座 2年度実績、3年度計画について）

ウ 構成員からの意見

- ・高齢化率の高い市町においてでさえ、高齢者向け出前講座の「実績がない」、「実施計画がない」ものが散見される。『できない』障害には何があるか。
- ・(1)の県の取組において、「若者」向けの教育はあるが、「高齢者」向けのものが見受けられない。

(3) 消費者教育推進計画について（三島市2次計画策定、小山町計画新規策定）

ア 三島市：2年度末で期間満了になる1次計画の評価を行い、社会情勢の変化や国の基本方針等の変更を踏まえ、消費者教育のさらなる充実を図るものとして、2次の計画を策定。「消費者教育推進地域協議会」の設置を行うことを計画に入れている。

イ 小山町：県内初の「町」における計画策定。重点目標には、「ライフステージに応じた消費者教育の推進」のほか、高齢化率30%超、60歳以上の高齢世代からの相談が大半を占めていることから、「高齢者等の消費生活弱者の消費者被害防止」を別途掲げている。

* 東部管内 計画策定済み市町

5市1町：沼津市、三島市、富士市、御殿場市、富士宮市、小山町（新規）

(4) 消費者安全確保地域協議会の設置

ア 消費者安全確保県域協議会（県民生活課報告）

イ 富士市の協議会設置について

* 県域協議会を除いては県内初の地域協議会を設置

設置年月日：令和2年11月12日

初会合：12月21日

・設置に至るまでの経過、取組の報告

福祉部局にとっては、福祉部局が中心となっている既存の見守りネットワークで十分足りていると感じていること、また、事務負担が増大すると考えられてしまい、調整が困難であったため、既存のネットワークを活用する方法ではなく、独自に立ち上げていく方法を取った。

<構成員から県への要望・問題提起>

【啓発方法について】

県には、しっかりと県民の手に届き、目に触れるような仕組を整備してもらいたい。周知方法を単に市町に任せるのではなく、スマートフォンやSNSの利用率はどうか、配布方法や手段は何があるかなど、市町ごとに状況と課題を取りまとめ、啓発に当たり、配布物が消費者の手もとに確実に届くためのマッチングを行うよう問題提起をする。

ふじのくに消費者教育推進西部地域連絡会(実施事業)

(西部県民生活センター)

1 連絡会の事業

ふじのくに消費者教育推進西部地域連絡会（以下「連絡会」）では、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、受講者を募集する形での講演会方式を中止し、県民生活課が行うエシカル消費推進事業の中で、地元の静岡文化芸術大学（以下「文芸大」）がフェアトレード事業（はままつチョコプロジェクト）を積極的に紹介する「はままつチョコプロジェクト」（15分程度に編集した動画）を配信した。

この作品を視聴することにより、連絡会構成員だけでなく、県民に向けてオンライン形式の消費者教育を実施した。

2 実施事業の情報提供、効果等

- ア 時期** 令和2年12月～令和3年2月に、県のポータルサイト「プラス・エシカル」上で作品を配信
- イ 情報提供**
- ・同時期に実施した高校生消費者教育出前講座の対象校へ作品を紹介するチラシ（約1,600枚）を配布した。
 - ・報道各社にも説明資料及びチラシなど投げ込みを行った。
- ウ 効果**
- ・上記期間中の作品の再生回数は283回であった。（県民生活課調べ）
 - ・作品を含むプラス・エシカルキャンペーンへの目標アクセス数13,000回に対し、15,559回のアクセスがあった。（県民生活課調べ）
 - ・静岡新聞と中日新聞にそれぞれ事業を紹介する記事が掲載された。（静岡新聞は令和3年1月6日付け、中日新聞は令和2年12月26日付け）
 - ・連絡会構成員に動画を視聴したか、内容についての感想などアンケートを実施した。感想として多かったのは、学生が行動力を発揮し、原産地フィリピンまで行って生産現場の実情を把握していること、大学生の目線でエシカル消費についてわかりやすく説明していることであった。